

熊本家庭裁判所における平成31年度の裁判事務の分配、  
裁判官の配置、代理順序及び開廷日割（4月15日現在）

第1編 本 庁

第1章 裁判官の配置

第1条 裁判官は、別紙第1のとおり配置する。

第2章 裁判事務の分配

第1節 家 事 係

第2条 次の各号に掲げる事件は、第5条に定める場合を除き、別紙第2の1の事件区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により、各係に分配する。

- 1 家事審判事件
- 2 家事調停事件
- 3 人事訴訟事件
- 4 民事再審事件
- 5 保全命令事件
- 6 家事共助事件
- 7 家事雑事件

第3条 通常訴訟事件は、次のとおり各裁判官に分配する。

- 1 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする通常訴訟事件は、人事訴訟法第8条第2項又は同法第17条第3項により当該事件の弁論の併合を命じるべき人事訴訟事件の分配を受けた裁判官に分配する。
- 2 その余の事件は、受理の順序に従い、別紙第2の1に定める割合により、各裁判官に分配する。

第4条 裁判所法第31条の4第2項所定の合議体で審判又は審理及び裁判を取り扱う事件（以下「合議事件」という。）は、別紙第2の1の合議事件の区分に定

める裁判官が担当する。

第5条 係属中の事件と関連する同種類の事件は、先に関連事件が係属している裁判官に分配する。

- ② 上級審から差戻しを受けた事件については、原裁判に関与した裁判官には分配しない。ただし、原裁判が合議体でされたものである場合は、この限りでない。
- ③ 保全異議・保全取消し事件は、原保全命令を担当した裁判官には分配しない。
- ④ 既に分配された事件について、他の裁判官が処理することを相当とする場合は、協議により、その事件を分配替えすることができる。
- ⑤ 第1項ないし第3項の規定により受理の順序に従わないで事件の分配がされた場合及び第4項の規定により分配替えされた場合は、次項以降に定める場合を除き、別紙第2の1に定める事件区分に従い、その後に受理される同一区分の事件をもって、各係に対する事件の分配が均等になるよう調整する。
- ⑥ 別表第2調停事件の調停不成立により立件された審判事件は当該調停事件の係属した裁判官に、別表第2審判事件又は訴訟事件を調停に付して立件した調停事件は当該審判事件又は訴訟事件の係属した裁判官に、それぞれ分配する。
- ⑦ 家事事件手続法に基づく保全関係事件、執行事件、家事事件手続法78条に基づく審判の取消し又は変更事件、その他基本事件（家事雑事件を含む。）に関連する家事雑事件は、基本事件の担当係裁判官に分配する。ただし、基本事件の審判が合議体でされた場合における、これに関連する執行事件及び履行確保事件は、その裁判長に分配する。
- ⑧ 後見、保佐、補助及び任意後見契約に関する事件は、後見人、保佐人、補助人又は任意後見監督人を選任した担当係裁判官に分配する。
- ⑨ 保護者選任の前提として申し立てられた扶養義務の設定申立事件は、保護者選任申立事件を担当すべき裁判官に分配する。
- ⑩ 次の各号に掲げる事件は、同時に申立てがあった場合には一括して同一の裁判官に分配し、時期を異にして申立てがあった場合には、各号ごとに最初に係属し

た事件の担当係裁判官に分配する。

- 1 同一の事件本人に関する保護者選任と保護者となるべき者の順位変更
- 2 同一の不在者に関する不在者財産管理人の選任とその不在者の財産の管理に関する処分及び失踪宣告又はその取消し
- 3 同一の被相続人に関する相続の承認又は放棄の期間の伸長の各申立て（再度の申立てを含む。），これらの各申立てと相続の承認又は放棄及びそれらの取消申述受理
- 4 同一の被相続人に関する相続関係事件の申立てとこれらに伴う相続財産管理人又は鑑定人の選任，その他の相続財産（遺産）の保存又は管理に関する処分及び特別縁故者への財産分与
- 5 同一の遺言に関する遺言の確認と遺言書の検認
- 6 同一の遺言に関する遺言執行者の選任とその解任又は辞任許可及び報酬付与
- ⑪ 保全命令事件のうち，既に本案訴訟事件が係属しているものは，当該訴訟事件の担当係裁判官に分配する。

第6条 審判事件，調停事件及び訴訟事件の開廷日割は，別紙第2の3のとおりとする。

第7条 裁判所の休日以外の日における児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項に基づく臨検捜索許可状（以下「臨検捜索許可状」という。）は，別紙第2の3の観護措置・令状の開廷日割に応じ，事件を受理した日の曜日の担当裁判官が行う。

② 裁判所の休日における臨検捜索許可状は，裁判官の協議により別に定める当番裁判官が行う。

## 第2節 少年係

第8条 次の各号に掲げる事件は，第9条及び第10条に定める場合を除き，別紙第2の2に定める事件区分ごとに，受理の順序に従い，同表に定める割合により，各係に分配する。

- 1 少年保護事件
  - 2 少年審判雑事件（観護措置及び令状事務を除く。）
  - 3 少年審判等共助事件
- ② 合議事件は、別紙第2の2に定める合議事件の区分に従い、各裁判官が担当する。
- 第9条 少年保護事件（簡易送致事件を除く。）について、先に同一少年の事件（簡易送致事件を除く。）が係属している場合には、前条の定めにかかわらず、その担当裁判官に分配する。
- ② 一つの記録で複数の少年事件を受理した場合は、事件番号の最も若い事件を分配すべき裁判官に一括して分配する。ただし、その少年の中に先に係属している者があるときは前項の例による。
- ③ 調査官報告事件（再起事件を含む。）は、当該基本事件の担当裁判官に分配する。
- ④ 少年法第55条による移送を受けた事件は、その少年について検察官送致の決定をした裁判官には分配しない。ただし、検察官送致の決定が合議体でされた場合は、この限りでない。
- ⑤ 上級審から差戻しを受けた事件については、原裁判に関与した裁判官には分配しない。ただし、原裁判が合議体でされたものである場合は、この限りでない。
- ⑥ 準少年保護事件は、その基本となった少年保護事件の担当係裁判官に分配する。
- ⑦ 少年保護事件に付随する少年審判雑事件は、少年保護事件の担当係裁判官に分配する。
- ⑧ 没収の裁判の取消請求事件及び平成20年改正前の少年法第37条第1項の規定により公訴の提起があった成人刑事事件についての再審請求事件は、基本となった事件の担当係裁判官に分配する。

第10条 複数の事件を同一の裁判官が処理することが相当な場合は、協議により、事件の配てん替えをすることができる。この場合、特段の事情がないかぎり、受

理の遅い事件を対象とする。

- ② 前条第2項の規定により一括分配されたとき、前条第1項、第4項又は第5項の規定により受理の順序に従わないで事件の分配がされたとき及び前項の規定により配てん替えがされたときは、別紙第2の2に定める事件区分に従い、その後に受理される同一区分の事件をもって、各係に対する事件の分配が均等になるよう調整する。ただし、簡易送致事件の配てん替えについては、事件数の調整をしない。

第11条 裁判所の休日以外の日における令状事務及び事件受理当日の少年に対する少年法第17条第1項第2号の措置（以下「観護措置」という。）は、別紙第2の3に定める開廷日割に応じ、事件を受理した日の曜日の担当裁判官が行う。

- ② 裁判所の休日における令状事務及び観護措置は、裁判官の協議により別に定める当番裁判官が行う。ただし、緊急同行状によって同行された少年の観護措置は、当該少年保護事件の担当裁判官が担当する。

第12条 少年保護事件のうち在宅事件の開廷日割は、別紙第2の3に定めるとおりとし、その他の事件については隨時開廷する。

### 第3節 裁判事務の代理順序

第13条 裁判事務の代理順序は、別紙第2の1及び2のとおりとする、更に差し支えがあるときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。

- ② 前項の定めにかかわらず、裁判所の休日における裁判事務の代理については、別紙第2の1及び2掲記の裁判官が第11条2項に定める当番裁判官である場合は、当該裁判官を代理裁判官の第1順位とし、第2順位以降は前項に定める順序による。
- ③ 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件について、同規則第5条に定める請求があった場合は、代理順序の例により分配する。

### 第3章 司法行政事務の代理順序

第14条 司法行政事務の代理順序は、別紙第2の4のとおりとする。

## 第2編 支部及び出張所

第15条 裁判官の配置及び事務分配は、別紙第3のとおりとする。

② 開廷日割は、別紙第3のとおりとし、特に定めのないものは、隨時開廷する。

第16条 八代支部における関連事件の分配等については、次のとおりとする。

- 1 第5条の規定は、合議体に関する部分を除き、家事事件に準用する。この場合において、第5条第5項に「別紙第2の1」とあるのは「別紙第3の1の(1)」と読み替えるものとする。
- 2 第9条及び第10条の規定は、第9条第6項及び合議体に関する部分を除き、少年事件に準用する。この場合において、第10条第2項に「別紙第2の2」とあるのは「別紙第3の1の(1)」と読み替えるものとする。

第17条 本庁・支部・出張所の相互間における係属事件の回付は、以下の手続による。

- 1 係属事件が他庁の管轄区域に属するものであるときは管轄する庁に、法定合議事件であるときは本庁に、それぞれ直ちに回付できる。
- 2 高森出張所に係属した別表第2審判事件については、同出張所の判断により、阿蘇支部又は本庁に回付できる。
- 3 関連事件が係属中である場合又は過去に係属していた場合は、各担当裁判官協議の上で回付を受けることを承諾した庁に回付できる。
- 4 支部又は出張所の係属事件であって、裁定合議事件として処理するのが相当と判断されるものについては、裁判官の協議によって定めるところにより、本庁に回付する。
- 5 上級審から差戻しを受けた事件について原裁判に関与した裁判官だけが在任している場合、事件関係者と裁判官に特別の関係がある場合、その他前4号以外の事由により回付を相当とする場合は、常置委員会の承認を経た上で、回付することができる。

第18条 支部及び出張所における司法行政事務担当裁判官並びに裁判事務及び司

法行政事務の代理順序は、別紙第3に定めるとおりとする。

裁判官の配置、構成

判事 (所長) 根 本 渉

判事 井 上 博 喜

判事 數 間 優美子

判事 柴 田 大

判事補 (特例) 土 山 雅 史

## 事件分配表、開廷日割表及び代理順序（本庁）

## 1 家事係

		判事 根本 涉	判事 井上博喜	判事 數間優美子	判事 柴田 大	判事補（特） 土山雅史
審判	相続の放棄及び承認に関する事件	—	4分の2	4分の1	—	4分の1
	不在者財産管理に関する事件及び相続財産管理に関する事件	6分の2	6分の2	6分の1	—	6分の1
	後見、保佐、補助及び任意後見監督に関する事件	6分の2	6分の2	6分の1	—	6分の1
	遺言書の検認及び遺言の確認	—	2分の1	—	2分の1	—
	氏又は名の変更許可	—	4分の3	—	—	4分の1
	子の氏の変更許可	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1	—
	その余の事件	—	3分の1	3分の1	—	3分の1
別表第2		9分の1	9分の2	9分の2	9分の2	9分の2
調停		9分の1	9分の2	9分の2	9分の2	9分の2
訴訟		—	—	2分の1	—	2分の1
再審		—	—	2分の1	—	2分の1
本案前の保全命令		—	—	—	全部	—
共助		—	—	2分の1	—	2分の1
雜	保全異議・保全取消し	—	—	2分の1	—	2分の1
	訴え提起前の証拠保全・証拠収集処分	—	—	—	全部	—
	その余の事件	—	—	2分の1	—	2分の1
合議事件	除斥・忌避（注1）	合議体構成員が対象	対象合議体を構成しない者（裁判長）			—
	井上・數間・柴田・土山裁判官対象（上欄に該当する場合を除く。）	裁判長	対象裁判官以外の2名			
	上記以外	—	裁判長	対象裁判官以外の2名		
	裁定合議事件（注3）	根本裁判官担当事件の付合議	裁判長	—	—	全部
	井上裁判官担当事件の付合議	—	裁判長	全部	全部	—
	數間裁判官担当事件の付合議	—	—	裁判長	全部	全部
	柴田裁判官担当事件の付合議	—	—	裁判長	全部	全部
	土山裁判官担当事件の付合議	—	裁判長	—	全部	全部
差し支え時の代理裁判官						
	第1順位	井上博喜	數間優美子	柴田 大	土山雅史	井上博喜
		柴田 大	柴田 大	土山雅史	數間優美子	數間優美子
		數間優美子	土山雅史	井上博喜	井上博喜	柴田 大
		土山雅史	根本 涉	根本 涉	根本 涉	根本 涉

(注1) 裁判官、参与員又は裁判所書記官についての除斥又は忌避の裁判に関する事務をいう。

(注2) 第2条に規定する事件区分としては、本表左欄の各区分の中で、以下のとおりの細区分を設ける。

別表第1審判	① 児童福祉法28条、33条関係事件 ② 不在者財産管理に関する事件及び相続財産管理に関する事件 ③ 後見・保佐・補助及び任意後見契約に関する事件 ④ 遺言書の検認及び遺言の確認 ⑤ 保護者選任及び保護者となるべき者の順位変更 ⑥ 氏又は名の変更許可 ⑦ 子の氏の変更許可 ⑧ その他
別表第2審判	① 遺産分割及び寄与分の定め ② 親権者の変更及び指定 ③ 養育料 ④ 面会交流 ⑤ 子の引渡し等子の監護に関する事件 ⑥ 婚姻費用分担 ⑦ 財産分与 ⑧ その他
調停	① 遺産分割、寄与分の定め(以上別表第2)及び遺留分減殺 ② 親権者の変更及び指定 ③ 養育料 ④ 面会交流 ⑤ 子の引渡し等子の監護に関する事件 ⑥ 婚姻費用分担 ⑦ 財産分与 ⑧ その他の別表第2調停 ⑨ 家事事件手続法277条所定の事件 ⑩ 夫婦関係調整、離婚及び離縁 ⑪ ⑩及び遺留分減殺を除く一般調停事件

(注3) 合議体を構成する裁判官については、当該事案に照らし、裁判官の協議により、変更することができるものとする。

2 少年係

			判事 根本 渉	判事 井上博喜	判事 數間優美子	判事 柴田 大	判事補 (特) 土山雅史	
少年保護 (注1)	一般	原則検送事件	—	2分の1	—	2分の1	—	
		身 柄	—	10分の3	—	10分の7	—	
		上記以外	在 宅 (注3)	—	5分の2	—	5分の2	
		簡易送致	—	—	—	全部	—	
	交通関係	原則検送事件	—	2分の1	—	2分の1	—	
		身 柄	—	10分の3	—	10分の7	—	
		上記以外	在 宅 (注3)	—	—	全部	—	
少年審判雜(観護措置及び令状事務を除く。)			—	—	—	全部	—	
少年審判等共助			—	—	—	全部	—	
合議事件 (注2)	忌避・準抗告・異議	合議体の構成員又はその原裁判が対象	裁判長	対象裁判官以外の2名				
		柴田、土山裁判官又はその原裁判が対象 (上欄に該当する場合を除く。)	—	裁判長	全部	対象外全部	対象外全部	
		上記以外	裁判長	対象裁判官以外の2名				
		裁定合議事件	—	裁判長	全部	—	全部	
差し支え時の代理裁判官								
	第1順位		井上博喜	數間優美子	—	井上博喜	數間優美子	
	第2順位		數間優美子	柴田 大	—	數間優美子	柴田 大	
	第3順位		柴田 大	土山雅史	—	土山雅史	井上博喜	

- (注1) 「交通関係事件」とは、車両運転に起因する刑法第211条及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反保護事件並びに道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反だけが送致された事件を、「一般事件」とはそれ以外の事件をいう。  
「原則検送事件」とは少年法第20条第2項本文に該当する事件をいう。  
「身柄事件」とは身柄付きで受理した事件をいい、「在宅事件」とはそれ以外の事件をいう。
- (注2) 「準抗告」とは、刑事訴訟法第429条所定の請求に係る事件（少年法第43条所定の観護措置に関するものを含む。）をいい、「異議」とは、観護措置決定又はその更新決定に対する異議申立事件をいう。
- (注3) 担当する在宅事件が引き上げにより身柄事件になった以降も、引き続き、同裁判官が担当する。

3 開廷日割

裁 判 官 名	事 件 種 別	開 �廷 日
判事 根本 涉	家事審判	金曜日
	調停	月曜日
		水曜日
判事 井上博喜	家事審判	水曜日
	調停	月曜日
		木曜日
	少年審判	火曜日
	観護措置・令状	火曜日 木曜日
判事 數間優美子	家事審判	月曜日
	調停	水曜日 金曜日
	訴訟	火曜日 木曜日
判事 柴田 大	家事審判	木曜日
	調停	火曜日 金曜日
	少年審判	月曜日 水曜日
	観護措置・令状	月曜日 水曜日
判事補 (特) 土山雅史	家事審判	火曜日
	調停	火曜日 木曜日
	訴訟	月曜日 水曜日
	少年審判	金曜日
	観護措置・令状	金曜日

(注) 上記開廷日の定めにかかわらず、必要に応じて開廷することができる。

#### 4 司法行政事務の代理順序

第1順位	判事	井上 博喜
第2順位	判事	數間 優美子
第3順位	判事	柴田 大
第4順位	判事補（特例）	土山 雅史

## 裁判官配置構成表、事件分配表、開廷日割表及び代理順序（支部及び出張所）

## 1 八代支部

## (1) 裁判事務

		判事 竹添明夫	判事 中山 知
家事	審判	2分の1	2分の1
	調停	2分の1	2分の1
	共助及び雑（訴訟に関するものを除く。）	2分の1	2分の1
	訴訟及びこれに関連する雑	—	全部
	保全命令	2分の1	2分の1
	保全異議・保全取消し	2分の1	2分の1
	訴え提起前の証拠保全・証拠収集処分	—	全部
家事審判・調停の開廷日割		毎週水曜日	毎週水曜日
訴訟の開廷日割		—	毎週月・火曜日
少年保護	身柄	2分の1	2分の1
	簡易送致	—	全部
	上記各事件を除く事件	—	全部
	準少年保護事件	2分の1	2分の1
	少年審判雑	2分の1	2分の1
	少年審判等共助	2分の1	2分の1
	少年審判の開廷日割（身柄事件を除く。）	—	毎週月・火曜日
差し支え時の代理裁判官（注1）			
第1順位		中山 知	竹添明夫
第2順位		玉田雅義	玉田雅義

(注1) 更に差し支えがあるときは、所長の指名によって他の裁判官が代理する。

## (2) 司法行政事務の代理順序

第1順位 判事 中山 知

第2順位 所長の指名する裁判官

2 その他の支部及び出張所（御船出張所は同所の受付事務のみ取り扱う。）

	担当裁判官	事務分配	開廷日割
玉名支部	判事 柴田啓介	同支部取扱事件の全部	毎週木・金曜日 毎月第2・第4月曜日
山鹿支部	判事 數間 薫	同支部取扱事件の全部	毎週火・金曜日 毎月第2・第4木曜日
阿蘇支部	判事補（特） 鈴木 悠	同支部取扱事件の全部	毎週火曜日 毎月第1・第3・第5木曜日
人吉支部	判事 玉田雅義	同支部取扱事件の全部	毎週月・火・水曜日
天草支部	判事 小林健留	同支部取扱事件の全部	毎週月・火・木・金曜日
高森出張所	判事 柴田 大	同出張所取扱事件の全部	毎月第2・第4木曜日
水俣出張所	判事 竹添明夫	同出張所取扱事件の全部	毎月第2・第4金曜日
牛深出張所	判事 小林健留	同出張所取扱事件の全部	毎月第2・第4水曜日
司法行政事務	支部及び各出張所については、上記の各担当裁判官が行う。		
代理順序 (司法行政事務 も含む。)		差し支え裁判官	代理裁判官
	玉名支部	玉名支部裁判官	本庁裁判官
	山鹿支部	山鹿支部裁判官	本庁裁判官
	阿蘇支部	阿蘇支部裁判官	本庁裁判官
	人吉支部	人吉支部裁判官	八代支部裁判官
	天草支部	天草支部裁判官	本庁裁判官
	高森出張所	高森出張所裁判官	本庁裁判官
	水俣出張所	水俣出張所裁判官	八代支部裁判官
	牛深出張所	牛深出張所裁判官	本庁裁判官
1	「本庁裁判官」とあるのは、所長が代理裁判官を指名する。		
2	「八代支部裁判官」とあるのは、八代支部長が代理裁判官を指名する。		
3	更に差し支えがあるときは、所長の指名によって他の裁判官が代理する。		